

別添様式2

畜産競争力強化対策緊急整備事業の評価結果

(都道府県名：滋賀県)

1. 増頭羽数等の効果

事業実施年度	事業実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
令和3年度は該当なし。								

2. 収益性の向上効果

事業実施年度	事業実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	5	1	4	5%	0	有	竜王町畜産クラスター協議会の取組主体においては、飼料コストの低減が達成できていないため、目標が達成できるように県として指導していく。高島地域クラスター協議会の取組主体においては、畜産クラスター計画の目標達成に向けた施設整備に取り組み、成果目標等の実績から、概ね事業効果が得られていると判断される。	成果目標の県平均達成率は90%未満であり、目標を達成していない。目標を達成していない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、県の継続的な指導が必要であり、改善措置の提出を求める。

注1：事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2：評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3：2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4：目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5：平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。

別添様式2

畜産競争力強化対策緊急整備事業の評価結果

(都道府県名：京都府)

1. 増頭羽数等の効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
				令和3年度は該当なし。				

2. 収益性の向上効果

事業 実施年度	事業 実施数 ア	評価対象外 事業数 イ	評価対象 事業数 ア-イ	目標の 平均達成率	評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数	地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成28年度	4	2	2	57%	1	有	成果目標を達成し事業効果が得られている取組主体がある一方、未達成の取組主体もある。 未達成の取組主体(酪農1戸、養豚1戸)については、今後達成するため関係機関等による改善指導・支援を継続して行う。	成果目標の府平均達成率は90%未満であり、目標を達成していない。 目標を達成していない取組主体に対しては、目標が達成されるまでの間、府の継続的な指導が必要であり、改善措置の提出を求める。
平成29年度	4	2	2		1			

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、増頭羽数等の効果又は収益性の向上効果の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 収益性の向上効果は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

5:平成28年度補正予算以降の事業については、1. 増頭羽数等の効果を削除し、2. 収益性の向上効果を1. 収益性の向上効果とする。